

保育所・認定こども園の整備事業について

【対象事業】 保育所整備事業、幼保連携型認定こども園整備事業、認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）、公立認定こども園整備事業、小規模保育整備事業、防音壁整備事業、防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

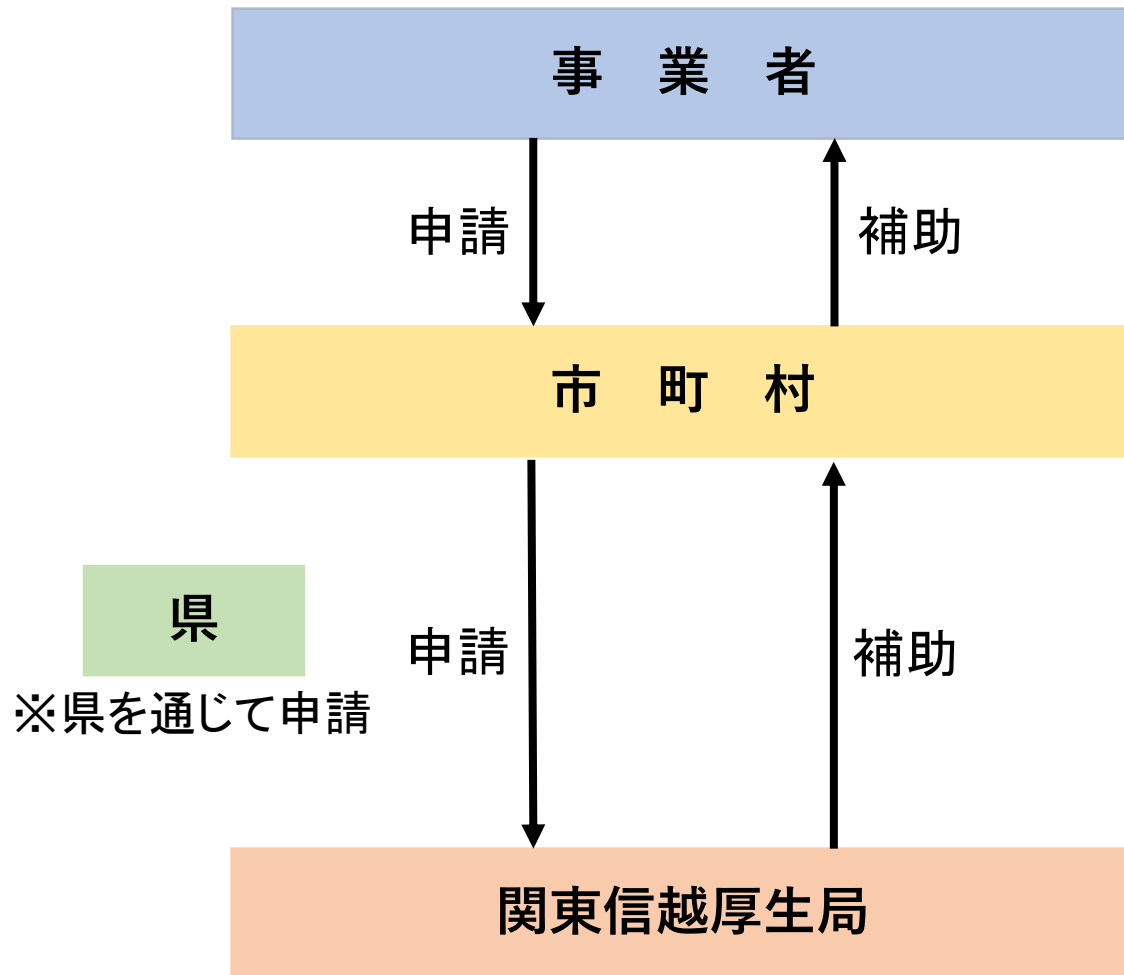
【工 期】 原則・・・年度内に施設整備を完了すること
例外・・・年度内に整備が完了しなくなった場合、次年度への繰越手続きが必要。繰越については、財務省財務局の審査・承認を経る必要がある。

※最初から工期的に年度内完成が難しいものについては、2か年事業として協議すれば、繰越手続きは不要です。

※市町村・事業者におかれましては、工事計画・工程管理について、設計会社や建設会社と確認し、年度内に完成されますようお願いいたします。

保育所・認定こども園の整備事業について

<利用の流れ> 就学前教育・保育施設整備交付金



保育所・認定こども園の整備事業について

＜こども家庭庁の設置に伴う施設整備補助事業の一元化＞

令和4年度まで

		幼稚園	認定こども園			保育所
			幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
私立	幼稚園機能部分		私立学校施設整備費補助金			
			認定こども園施設整備交付金			
	保育所機能部分		保育所等整備交付金			
公立	幼稚園機能部分		学校施設環境改善交付金		地方交付税(事業債)	
			沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)			
			地方交付税(事業債)			
	保育所機能部分		地方交付税(事業債)			



令和5年度から

		幼稚園	認定こども園			保育所
			幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
私立	幼稚園機能部分		私立学校施設整備費補助金			
			新交付金			
	保育所機能部分					
公立	幼稚園機能部分		学校施設環境改善交付金	沖縄振興公共投資交付金(認定こども園)	地方交付税(事業債)	
			沖縄振興公共投資交付金(学校施設)			
			地方交付税(事業債)			
	保育所機能部分		地方交付税(事業債)			

※一部、経過措置を含む